平成26年度第1回作業報酬審議会 議事録

日 時 平成26年8月25日(月)午後2時00分~

場 所 川崎市役所第3庁舎15階第3会議室

出席者 審議会委員 5名

事 務 局 財政局(7名)

参 考 人 建設緑政局技術監理課 (1名) 行財政改革室 (1名)

傍 聴 人 3名

議 題 (1) 平成27年度作業報酬下限額の諮問について

- (2) 公契約制度の運用状況等について
- (3) 平成27年度作業報酬下限額について

開会

(1) 平成27年度作業報酬下限額の諮問について

「平成27年度作業報酬下限額について」の諮問書を財政局長から審議会会長に手交

(2) 公契約制度の運用状況等について

(事務局) 平成23年度から平成26年度の公契約制度の対象契約の施行状況について報告する。

特定工事請負契約については、平成23年度は15件、平成24年度は29件、平成25年度は17件、平成26年度は2件(平成26年8月現在)であった。

特定業務委託契約については、平成23年度は34件、平成24年度は184件、平成25年度は180件、平成26年度は147件(平成26年8月現在)であった。また、指定管理業務については、平成25年度は211件であった。

指定管理施設については、平成25年度211施設が対象であった。

特定工事請負契約及び特定業務委託契約(指定管理を含む)において、条例違反となる作業報酬下限額を下回るような賃金の支払いはなかった。

(意見) 特定工事請負契約において、平成23年度から平成26年度にかけて平均

落札率が上昇してきている。その主な要因は何か。

(事務局) 最低制限価格の引上げが主な要因と考えます。

- (意見) 一方、公契約制度対象案件の中で業種「土木」の案件は落札率が低い。これで安全性が確保できるのか。
- (事務局) 公契約制度対象案件は、原則、総合評価落札方式の対象案件になっている。 加えて、低入札価格調査制度対象案件となっており、低入札価格があった 場合は、ヒアリングなどを実施し、履行の確保について確認をしている。

ただ、今年の6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正があり、その基本理念として建設業の将来の担い手の確保やダンピング受注防止などがあげられている。

本市としても、今後国から示される品確法改正の運用指針を見ながら、この問題を検討していきたいと考えている。

(3) 平成27年度作業報酬下限額について

平成27年度作業報酬下限額の審議については、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第5条第3項の規定により、会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので非公開とする。

審議

→平成27年度作業報酬下限額については継続審議

閉会

平成26年度第2回作業報酬審議会 議事録

日 時 平成26年9月2日(火)午後2時00分~

場 所 川崎市役所第3庁舎15階第3会議室

出席者 審議会委員 5名

事務局財政局(6名)

参 考 人 建設緑政局技術監理課(1名)

議 題 (1) 平成27年度作業報酬下限額について

(2) その他

(1) 平成27年度作業報酬下限額について

この審議会は、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第3条により、公開とされているが、「平成27年度の作業報酬下限額について」の審議については、同条例第5条第3項の規定により、会議を公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる審議に該当するものであると考えられることから、非公開とする。

審議

結論 (全員一致で賛成)

特定工事請負契約 平成27年度の川崎市に適用される公共工事設計労務単価が決 まり次第、速やかに作業報酬審議会を開催し決定する。

特定業務委託契約 910円

(2) その他

次回の日程については、事務局から改めて連絡する。

閉会

審議会終了後、審議会会長から財政局資産管理部長に答申書を手交

平成26年度第3回作業報酬審議会 議事録

日 時 平成27年2月24日(火)午前10時00分~午前11時00分

場 所 川崎市役所第3庁舎12階 財政局会議室

出席者 審議会委員 5名

事務局 財政局 7名

関係局 総務局行財政改革室 1名

建設緑政局技術監理課 1名

議 題 (1) 特定工事請負契約に係る作業報酬下限額について

(2) その他

開会

(1) 特定工事請負契約に係る作業報酬下限額について

「平成27年度作業報酬下限額について」の諮問書を財政局長から審議会会長へ手交

この審議会は、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第3条により、公開とされているが、本日の審議会については、同条例第5条第3項の規定により、会議を公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる審議に該当するものであると考えられることから、非公開とする

審議

結論 (全会一致)

「特定工事請負契約の作業報酬下限額」については、平成27年2月から適用される 公共工事設計労務単価の90%とすることで審議会として決定する。

(2) その他

- ・事務局から給食調理業務における調査の結果報告
- ・次回の審議会の日程については、後日改めて事務局から連絡する。

閉会

審議会終了後、審議会会長から財政局資産管理部長に答申書を手交